

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

越前市長 殿

越前市住まい情報バンク利用申込書

(利用申込者) 〒 _____
住 所 _____
事業者名 _____
代表者 _____
電 話 _____
メール _____
アドレス _____
(宅建免許番号 _____)

越前市住まい情報バンク制度要綱に定める趣旨等を理解し、裏面の事項に同意し、同要綱第7条第1項の規定により、次のとおり住まい情報バンクへの利用を申し込みます。

1 利用内容

空き家等の売買又は賃貸等に係る物件情報を市のホームページに登録し、空き家等の利用を希望する者にその情報を公開するシステムの利用。

2 利用に関する注意事項

※ 裏面注意事項をご確認の上、お申込みください。

「越前市住まい情報バンク」利用に関する注意事項

- (1) 越前市は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行うが、所有者等又は仲介業者と住まい情報バンク利用希望者間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は一切行わない。
- (2) 利用者は、住まい情報バンクに係る一切の業務に関し、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)を遵守し、空き家等に係る売買又は賃貸借の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。また、空き家の仲介に係る報酬についても、宅地建物取引業法第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。
- (3) 利用者は、住まい情報バンクに係る一切の業務に関し、記載された個人情報を利用希望者への提供以外、又は本事業の目的以外に利用しないこと。
- (4) 越前市は、利用者が住まい情報バンクにシステム上から登録する際、必要となるパスワード等を発行する。その発行したパスワードの取り扱いに関し、第三者に漏洩しないように管理し、本事業の目的以外に利用しないこと。
- (5) 利用者は、住まい情報バンクへ空き家等の物件を登録する際、住まい情報バンクに登録し、その情報を公開することについて、所有者から同意を得ること。
- (6) 利用者は、空き家等の登録内容が変更した場合又は空き家等の所有者等と住まい情報バンク利用希望者との売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、速やかに越前市に報告すること。
- (7) 住まい情報バンク業務に関する苦情又は紛争が発生した場合には、所有者等、利用者又は仲介業者が協議の上処理すること。ただし、空き家等の仲介に係る事項については、利用者の責任において処理すること。
- (8) 越前市は、利用者が住まい情報バンクの利用に違反したときは利用を解除できるものとする。また、利用者は、利用解除されたことにより、損害が発生した場合であっても越前市はその賠償の責を負わない。